

公益財団法人静岡県グリーンバンク

定款

第1章 総則(第1条～第2条)

第2章 目的及び事業(第3条～第4条)

第3章 資産及び会計(第5条～11条)

第4章 会員(第12条)

第5章 緑化推進委員会(第13条～14条)

第6章 評議員(第15条～第18条)

第7章 評議員会(第19条～第27条)

第8章 役員(第28条～第34条)

第9章 理事会(第35条～第43条)

第10章 会長及び相談役(第44条)

第11章 緑の募金運営協議会(第45～46条)

第12章 定款の変更及び解散(第47～50条)

第13章 公告の方法(第51条)

第14章 事務局(第52条)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県グリーンバンクと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、環境緑化や森林を守り育て活かす運動の重要性に対する社会の理解と認識を高めるとともに、県民の自発的な参加や協働による緑化活動を推進し、もって豊かで魅力あふれる自然環境と生活環境の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境緑化、森林整備(以下、「緑化推進等」という)に関する普及啓発及び人材、団体等の育成
- (2) 緑化推進等に関する情報の収集・提供及び研究並びに相談及び指導
- (3) 緑化推進等に関する事業を行うボランティア団体、地方公共団体等への支援
- (4) 緑化推進等に関する事業
- (5) 緑化推進等に関する寄託金品等の受入れ
- (6) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。)第6条に掲げる業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、国際協力に係るものを除き静岡県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が合併のための登記をした日の前日の、合併前の合併存続法人及び合併消滅法人の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理・運用)

第6条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

3 緑の募金による寄附金は、他の資産と区分して管理するとともに、その用途が明確に分かるよう区分して経理しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類のうち緑の募金に係る部分については、緑の募金運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受け、その他の書類については、その内容を報告しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第4章 会 員

(会 員)

第 12 条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、会費を納め、この法人の行う事業に参画、協力する団体等
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、会費を納め、後援する個人又は団体等
- 2 会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第5章 緑化推進委員会

(緑化推進委員会の設置)

第 13 条 この法人の目的を達成するため、この法人に緑化推進委員会を置く。

- 2 緑化推進委員会は、この法人の事業活動のあり方等の事項について理事長の諮問に応じ答申する。

(緑化推進委員会の組織等)

第 14 条 緑化推進委員会は、委員 10 人以上 20 人以内で組織する。

- 2 緑化推進委員会の委員は、会員及び緑化に関する学識経験を有する者や緑化ボランティア団体、青少年の育成活動等に関わる者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 この章に規定するもののほか、緑化推進委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第6章 評議員

(評議員の定数)

第 15 条 この法人に評議員5名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 16 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

- (3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員)につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (評議員の任期)
- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員の報酬等)
- 第18条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

第7章 評議員会

(構成)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 25 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印又は電子署名をする。

(委 任)

第 27 条 この章に規定するもののほか、評議員会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 役員

(役員の設置)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13 名以上 18 名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2 名以内を副理事長、1 名を専務理事とし、必要に応じ 1 名を常務理事とすることができる。

4 前2項の理事長及び前3項の副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 34 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第9章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 37 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面により、理事長に招集の請求があったとき。

(3)監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対しその旨を通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、前条第2項の規定により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、第 38 条第2項により招集された理事会の場合は、出席した理事と監事の全員が記名押印する。

(委 任)

第 43 条 この章に規定するもののほか、理事会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 会長及び相談役

(会長及び相談役)

第 44 条 この法人に会長1名、相談役若干名を置くことができる。

2 会長及び相談役は、学識経験者又は有識者の中から、理事会において任期を定めたいえで選任する。

3 会長及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

4 会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 11 章 緑の募金運営協議会

(設置)

第 45 条 この法人に、緑の募金法の定めるところにより、緑の募金運営協議会を置く。

2 緑の募金運営協議会は、次に掲げる事項について理事長の諮問に応じ答申する。

(1) 緑の募金の募金活動計画の審議

(2) 緑の募金による事業計画及び収支予算の審議

(3) 緑の募金の推進についての提案

(緑の募金運営協議会の組織等)

第 46 条 緑の募金運営協議会は、委員 10 名以上 15 名以内で組織する。

2 委員は、緑化推進等に関する学識経験を有する者等のうちから、静岡県知事の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

4 この章に規定するもののほか、緑の募金運営協議会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議をへて理事長が別に定める。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第 16 条についても適用する。

(解散)

第 48 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 14 章 事務局

(設置等)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は平野孝雄、副理事長は稲森照男とする。

4 この定款施行の際、現に会長の職にある者は、この定款の規定に基づき、会長として選任された者とみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

5 この定款は、平成26年4月1日から施行する。

6 この定款は、平成28年6月28日から施行する。

7 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

8 この定款は、令和2年6月26日から施行する。

公益財団法人静岡県グリーンバンク
令和6年度 事業報告

I 緑化推進等の普及啓発と団体・人材育成 公1

1 緑化推進等に関する普及啓発事業

(1) 緑化推進等の普及啓発事業

(事業費 4, 354千円)

① 調査研究情報収集

ア 緑化推進等に関する調査研究等

- ・緑化ボランティア団体等の活動状況について情報を収集しました。
- ・研修会等の開催時に内容等について評価または意見を求めました。

イ 緑化推進等に関する情報収集等

- ・緑化活動に必要な各種情報（技術・運営・先進事例等）を収集しました。
- ・中部地区緑化推進協議会（新潟県）に参加し、情報交換を行いました。

② 情報発信

ア HPによる情報発信

- ・グリーンバンクが行う支援事業、緑化ボランティア団体の活動状況、その他緑化に関する施策情報等をHPで動画等を活用し発信しました。

イ 広報誌による情報発信

- ・緑化ボランティア団体の活動やグリーンバンクの支援事業を周知するため「グリーンバンクだより」を毎年春と秋の2回発行し、県市町、緑化ボランティア団体、小・中学校等に配布しました。（発行部数3,500冊×2回）

ウ マスメディアによる情報発信

- ・グリーンバンクの各種事業や広域なイベントに関する周知、また、都市緑化及び森林の整備・保全の必要性について県民の意識を高めるために新聞やテレビ等で情報発信しました。

エ 花壇用PR看板の配布

- ・地域の緑化ボランティア活動の支援のため、団体名記載のPR看板を定期配布事業の配布先や補助事業の実施団体等に配布しました。

③ 普及啓発

ア 緑化推進等に関する事業への協賛

- ・静岡県の「山地災害防止キャンペーン」に協力し、豊かな森林づくりをPRするポケットティッシュを8,000個配布しました。
- ・（公社）静岡県山林協会が行う「しずおか森林写真コンクール」に協賛し、優秀な作品2点に理事長賞を交付しました。

	題 名	氏 名	撮影地
特 選	丸太早切り競争	牧野 光伸	浜松市天竜区龍山町
準特選	しめ縄の掛け替え	石垣 清俊	静岡市葵区 浅間神社

イ 芝生化に関する広報活動

- ・県内の「芝生化」を推進するため、幼稚園等に芝生化に関する情報提供を実施しました。

ウ 花と緑の講演会開催

- ・緑化活動の裾野拡大のため「花と緑の講演会」を2月18日に開催しました。
参加者：210人

(2) 緑化推進等に関する指導及び相談事業

(事業費1,701千円)

- ・本事業は、「園庭等芝生化モデル事業」「景観づくり団体支援事業」を活用して植栽した芝生や樹木の育成・管理状況などを巡回調査し、その結果を施設側に伝え維持管理に活かすものです。本年度は、施工後2年・3年に該当する箇所と特別支援学校の樹木等の28箇所を調査・指導しました。(巡回28箇所28回)

2 緑化推進等を担う団体・人材育成事業

(1) 緑化ボランティア研修事業

(事業費15,546千円)

① 地域コース

ア 本店支店合同研修

- ・地域住民による緑化活動の裾野拡大のためにグリーンバンク主催及びグリーンバンクと支店(8市)の共催による「研修会」や「講演会」を開催しました。

参加者：900人

共催支店：御殿場市、三島市、沼津市、伊豆の国市、富士市、静岡市、牧之原市、湖西市

イ 花育研修

- ・昨年に引き続き指導者養成研修は、各地域での実施を中止し、「花育教室テキスト」を作成し参加幼稚園等に配布しました。また、オンライン形式で寄せ植え教室に関する運営ノウハウを学ぶことができるように指導者養成動画をホームページに掲載しました。
- ・園児等を対象に開講する「寄せ植え教室」は、270箇所6,395人が参加して行いました。

② 専門別緑化技術習得コース(花壇づくり研修会)

- ・地域の緑化ボランティア活動を活性化させるため、「花壇づくり研修会」を開催しました。受講生は、花と緑を通して地域に貢献しようと意欲的に取り組みました。

(概要)

期 間：基礎コース 令和6年7月～10月

スキルアップコース 令和6年7月～10月

1日コース (3回) 令和6年9月、10月、11月

会 場：基礎コース 静岡県産業経済会館、浜名湖ガーデンパーク

スキルアップコース 静岡県産業経済会館、浜名湖ガーデンパーク

1日コース 三島市民文化会館、エコパスタジアム、静岡県産業経済会館

参加者：基礎コース 27人 スキルアップコース 30人

1日コース 80人

講 師：基礎コース 佐原宏康氏、徳原真人氏、土岐智彦氏

スキルアップコース 井村義人氏、佐原宏康氏、藤田佐知子氏、土岐智彦氏
1日コース 矢澤秀成氏

③ 緑化コーディネーター養成コース

- ・緑化に関する複数の専門知識を持ち、行政や活動団体と連携を取りながら地域の緑化活動の核となって活動できる人材を育成しました。
- ・特に、緑化活動を通じて、緑化コミュニティづくりを行う人材養成に力点を置き実施しました。

(概要)

期 間：令和6年10月～令和7年1月（全5回）

会 場：浜松市市民協働センター、牧之原市文化の森図書館ほか（先進事例）

参加者：26人

講 師：天野麻里絵氏、NPO Green Works、阿部容子氏、鈴木まり子氏、川崎地区絆づくり実行委員会

(2) 企業への緑化活動等の普及啓発

(事業費3,028千円)

① 啓発動画の作成

- ・企業・団体等へ緑化活動における脱炭素化を普及啓発するために、緑の恵みを活用してカーボンニュートラルに取り組んでいる企業を紹介した動画を作成し、グリーンバンクホームページに掲載した。紹介企業は、理研軽金属工業㈱、ガイアフロー静岡蒸留所（以上静岡市）、㈱タマディック（名古屋市）

② 企業訪問活動

- ・緑の恵みを活用した脱炭素化を普及啓発するために、企業・団体を訪問するとともに、緑化活動に関心のある企業等へ緑化アドバイザーを派遣した。

企業訪問 35社 緑化アドバイザー派遣 10回

③ 環境関連フェアへの出展

- ・緑の恵みを活用した脱炭素化を普及啓発するために、環境関連フェアに出展し、啓発動画の放映や昨年度作成した脱炭素化ガイドブックなどの説明・配布を行った。

しんきんビジネスマッチング 静岡 2024（静岡市）令和6年10月9日（水）

ものづくり力交流フェア 2025（富士市）令和7年 2月7日（金）～8日（土）

(3) 緑の少年団等、次代を担う人材の育成事業

(事業費5,296千円)

① 緑の少年団交流集会開催

- ・次代を担う緑の少年団を対象に、県内各地の緑豊かな森林を活かした体験をとおして森林の大切さを学ぶ「緑の少年団交流集会」を3回開催しました。

	交流集会（1）	交流集会（2）	交流集会（3）
開催日	令和6年7月26日（金）	令和6年10月5日（土）	令和6年12月21日（土）
場 所	山梨県南都留郡鳴沢村	静岡県森林・林業研究センター （浜松市浜名区）	しずおか里山体験学習施設『遊木の森』 （静岡市駿河区）

参加人数	4 団、3 9 人	3 団、2 6 人	4 団、2 0 人
内 容	富士山樹海トレッキングと洞窟探検	アウトドア・アドベンチャー体験	森のめぐみでクリスマス☆

② 森林を活用した持続可能な社会づくりの学習（森林 ESD）の推進

- ・ 小学校 5 年生の教室に森林・林業で働くプロフェッショナルを派遣し、学習指導要領に沿いながら森林・林業を学ぶ「森林 ESD 出前授業」を、8 市（沼津市、御殿場市、富士宮市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市及び浜松市）の 16 校で実施し、909 人の子ども達が林業で働くプロとの対話をとおして森林・林業を学びました。
- ・ 学習プログラムの向上を図るため、県内各地域の実践者等による推進チームを結成し、実施状況の共有、評価を行い、改善をしました。

③ 学校環境緑化モデル事業の募集、指導

- ・ 国土緑化推進機構が実施する「学校環境緑化モデル事業」について、希望校を募集するとともに、実施が決定した 3 校の指導等の事務を行いました。

（４）緑化推進に関する活動等の顕彰事業

（事業費 1, 5 3 1 千円）

- ・ 令和 7 年 2 月 1 8 日開催の花と緑の講演会において、緑化グループ支援事業の 1 0 年活用団体に感謝状を贈呈するとともに、国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールの特選作品の授賞式を行い顕彰しました。

Ⅱ 緑化推進等に関する事業の実施と活動支援 公2

1 緑化推進等に関する活動支援事業

(1) 緑化グループ活動支援事業

(事業費 41,413 千円)

① 定期配布事業

(事業費 24,506 千円)

- ・本事業は、グリーンバンク発足後の事業で、県下約 4,000 強の緑化ボランティア団体が利用しています。地域の花の会、町内会、老人会等の緑化ボランティア団体が、幼稚園、学校、福祉施設、公民館、公園、広場等の公共花壇等の維持管理に必要な、花の種・球根、緑花木等を年 2 回無償配布しており、現在、県内の都市緑化を推進する基幹的な事業に発展しています。その支援状況は次のとおりです。

(単位：本)

区分	年度	57～R2	R3	R4	R5	R6	累 計
ツツジ		386,744	414	279	449	553	388,439
サツキ		260,962	513	489	549	553	263,066
桜		260,971	1,495	1,405	1,025	1,045	265,941
その他		690,532	2,709	2,645	2,830	2,603	701,319
計		1,599,209	5,131	4,818	4,853	4,754	1,618,765

(単位 球根：個 種子：粒)

球根	23,672,619	791,110	618,645	645,900	639,565	26,367,839
種子	11,732	259	269	255	205	12,720

利用延べ団体数	132,596	4,481	4,497	4,269	4,088	149,931
---------	---------	-------	-------	-------	-------	---------

② 緑化グループ支援事業

(事業費 16,763 千円)

- ・本事業は、活発な緑化活動を展開する地域の緑化ボランティア団体や園芸福祉活動を行う団体の活動費を平成 15 年度から支援しています。公共花壇等の維持管理は、毎年大変な人手と多額の資金を必要としますが、緑化ボランティア団体の活動により市町の負担は軽減し、花と緑を通じて地域のコミュニティ形成に多大な貢献をしています。将来的にはボランティア活動の自立を目指しています。

なお、本財団が支援した団体は、累計で次のとおりです。

緑化グループ支援団体の推移

(団体数)

地 域 団 体	15～R1	R2	R3	R4	R5	R6	累 計
花の会、町内会、老人会、福祉ボランティアグループ	2,199	143	149	148	136	128	2,903

③ 景観づくり団体支援事業

(事業費 144 千円)

- ・本事業は、首長の「同意書」を条件に「地域の里山景観づくり」を計画的に推進する緑化ボランティア団体の活動を支援する事業です。本年度は、放置竹林の伐採と緑花木の植栽、桜並木の維持管理などを行う 1 団体を支援しました。

(2) 都市緑化支援事業

(事業費 3, 358 千円)

① 豊かな暮らし空間地域担い手育成支援

- ・本事業では、花や緑の専門家を緑化団体等の要請に応じて派遣し、緑化技術の指導、新たな組織づくり、地域連携のアドバイス等を行いました。また、地域の特色を生かし人の交流にもつながる“ランドマーク花壇”の整備を支援しました。

専門家派遣 : 68回、派遣先34箇所

地域のランドマーク花壇 : 3箇所

(3) 芝生を活かした緑化推進事業

(事業費 19, 127 千円)

- ・グリーンバンクと県は、芝生関係の有識者、関係団体、事業者で構成する「芝草検討委員会」を平成23年度に設置し、“ふじのくに”“芝生文化創造プロジェクトのための提言”として報告を受けました。この提言を受け、平成24年度より「芝生緑化の促進」を進めています。
- ・本年度は、住民参加による園庭等芝生化モデル事業として保育園、多目的広場等6施設で計1, 139㎡の芝生化を実施しました。また、住民参加による芝生地の維持管理活動を行う団体に活動費を支援しました。

芝生緑化施設及び技術支援 : 6件 (幼稚園等6)

芝生管理活動団体 : 27件 (幼稚園等11、公園10、学校6)

芝草管理講座 : 3回 (21人参加)

芝生教室 : 3回 (東部16人、中部20人、西部20人 計56人)

(4) 県民参加による森づくり活動の支援事業

(事業費 15, 398 千円)

① 県民参加による森づくり活動の支援

ア 森づくり県民大作戦支援・推進事業

- ・県と「森づくり県民大作戦」を主催するとともに、そのPRチラシ (R6 秋用 4,200部、R7 春用 4,200部) を作成し、県自然ふれあい施設等 55 箇所に配布しました。森づくりグループ等が主催する 491 行事が実施され、10,053 人が参加しました。
- ・県が実施する、森林・林業体験、木工作等の森林・里山の大切さを知る「森づくり県民大作戦」を支援し、7 地域で、226 人が参加しました。

イ 未来の森づくり事業

- ・県の「しずおか未来の森サポーター」協定に基づき、協定を締結している企業からの寄附金を財源に、森づくり活動などを支援しました。

協定を締結している企業	支援の内容
(株)大丸松坂屋百貨店	植栽、間伐、下刈り等の森林整備、木工教室、椎茸菌打ち等の体験イベント
トヨタユナイテッド静岡(株)	
中日本高速道路(株)	

② 国の事業活用による森林整備の支援

ア しずおか豊かな森づくり推進事業

- ・国が実施する森林・山村多面的機能発揮対策の「地域協議会」として承認を受け、地域の活動組織が行う森林整備などに対する国庫補助金の交付事務等を行いました。

活動組織向け交付金	活動組織数	16組織
	対象森林面積	52.6ha
	交付金	8,146,100円
地域協議会運営交付金	申請・交付事務	16組織
	運営委員会開催	1回
	活動組織説明会	3回
	モニタリング指導	3組織
	アドバイザー派遣	12回
	現地確認	13組織
	交付金	5,945,900円

Ⅲ 緑の募金運動の推進 公3

1 緑の募金活動推進事業

(1) 緑の募金に関する普及啓発事業

(事業費 2, 076 千円)

① 緑の募金活動の推進

- ・緑の募金運動を適切に推進するため、令和7年1月22日に緑の募金運営協議会を開催しました。
- ・市町緑化推進協議会等と連携し、県内全域で募金活動を展開しました。

i) 募金期間 春：令和6年3月15日～ 5月31日

秋：令和6年9月 1日～10月31日

ii) 募金実績額 71,311,000 円（対前年比 100.5%）

- ・「緑の募金表彰規程」に基づき10万円以上の寄付のあった、ネッツトヨタ静岡(株)、一般社団法人静岡県トラック協会に感謝状を贈呈しました。

② 「緑の募金だより」の発行等による情報発信

- ・緑の募金の使途及び成果を伝える「緑の募金だより」を11,800部作成し、市町緑化推進協議会などを通じて自治会や公共施設等に配布しました。
- ・緑の募金が目指す森林のイメージを多くの人に届けるため、ハーモニカ奏者の倉井夏樹さんの協力を得て制作した「テワタスミドリ」の普及に努めました。また、自然派アーティストで絵本作家の村上康成さんによる「豊かな森林を育み、つなぐ」をテーマにしたイラスト「森と鳥と人と。」を作成しました。
- ・ホームページの充実を図るとともに、ポスター原画コンクールの結果、募金贈呈式などの話題を、マスメディアへ情報を提供し、広報に努めました。

(2) 募金活動の推進体制整備事業

(事業費 6, 453 千円)

- ・緑の募金活動を推進するための資材を、市町緑化推進協議会等に配布しました。

緑の羽根・シール (千本・枚)	チラシ (千枚)	ティッシュ (千個)	花の種・しおり (千袋・枚)	募金ポスター (枚)	募金箱 (個)
306	135	97	107	1,330	132

- ・緑の募金の看板等を設置しました。(県庁正面玄関、JR 静岡駅地下通路)
- ・市町緑化推進協議会との連携・体制強化に向け、担当者会議を実地とオンラインで開催しました。

12月23日(月) 午前：オンライン、午後：対面

- ・(公社) 国土緑化推進機構に対し募金法に基づく交付金を交付しました。

2 緑化等の推進事業

(1) 緑化関連行事等推進事業

(事業費 6, 229 千円)

① 緑化コンクールの開催

- ・静岡県、静岡県教育委員会との共催により、令和6年度国土緑化運動・育樹運動ポスタ

一原画コンクールと、ポスターに使用する標語の募集を行いました。

ア 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール

- ・県内の小・中・高等学校103校の354人から応募があり「特選」「入選」「佳作」を選定しました。
- ・特選作品の入賞者は「花と緑の講演会」で表彰しました。
- ・特選12点と小学校の部の入選2点を全国コンクールに推薦した結果、1点が特選、1点が入選に入賞しました。

【参加人数・入賞数】

	学校数 (校)	参加人数 (人)	特選 (点)	入選 (点)	佳作 (点)
小 学 校 の 部	54	125	4	5	18
中 学 校 の 部	38	148	4	5	18
高等学校の部	11	81	4	5	9
計	103	354	12	15	45

イ 国土緑化運動・育樹運動標語の募集

- ・196点の応募があり、「入選」10点、「佳作」12点を選定し、入選作品は全国コンクールに推薦しました。

② 全国行事等への参加支援

- ・みどりの奨励賞受賞団体（わんぱく題楽緑の少年団）の全国育樹祭への参加等を支援しました。

③ 森林整備等の緑化推進普及啓発

ア 図書館でグリーンキャンペーン

- ・身近な緑化推進や木材の活用のため、県産材割箸50,230セット、花の種しおり36,800枚を、25市町の75図書館と9大学の11図書館で、読書週間を中心に配布しました。
- ・また、配布に先立ち理事長から草地磐田市長・山本教育長に割箸・花の種のしおりの贈呈式を行いました。

イ 森林整備等の普及ツールの開発等

- ・森林と生物多様性のつながりを表現したイラストや、これまで制作した林業啓発動画をまとめたリーフレット、小学校の教員向けの啓発資料「森林プロフェッショナルが教室にやってくる」を作成しました。

（２）緑の少年団等の育成支援事業

（事業費2,359千円）

- ・緑を愛し、緑を育てることを目的として結成された緑の少年団の育成に向け、少年団の活動を支援しました。（38団）

（３）緑化活動支援事業

（事業費39,263千円）

- ・各市町緑化推進協議会及びボーイスカウト静岡県連盟が実施する緑化推進などに関する事業に対し緑の募金による交付金を交付しました（33市町・ボーイスカウト）。

3 森林整備等の推進事業

(1) 県民参加による森づくり支援事業

① 県民参加の森づくり推進事業

(事業費 1, 6 1 5 千円)

- ・ 県が推進する「森づくり県民大作戦」に参加し一般県民を募集して行う植樹や森林整備、森林環境教育などの活動に必要な経費を支援しました。(15 団体)

② 森づくりグループ活動支援事業

(事業費 4, 1 6 7 千円)

- ・ 県民による自発的、継続的な森づくり活動を促進するため、森林づくりグループ等が行う森づくり活動に必要な経費を支援しました。(23 団体)

③ 海岸林保護団体活動支援事業

(事業費 6 4 0 千円)

- ・ 住民の生活に密着したかけがえのない海岸林について、地域住民等が自発的に行う苗木の植栽や除間伐、病虫害防除、ゴミの除去などの海岸林保全活動に必要な経費を支援しました。(4 団体)

④ 学校林活用推進事業

(事業費 1, 1 2 0 千円)

- ・ ボランティア団体等が行う学校林の整備・保全や学校林を活用した森林環境教育等の活動に必要な経費を支援しました。(8 団体)

(2) 地域等の森づくり支援事業

(事業費 2, 2 8 3 千円)

- ・ 市町の行政枠を超えた地域等を対象に、地域の団体等が連携して実施する、森林づくり活動を支援しました。(5 地域 1 5 事業)

4 緑の募金の推進事務

(事業費 6, 7 1 9 千円)

- ・ 緑の募金の普及啓発や活動推進、緑化推進や森林整備の推進事業、緑の募金の管理等の事務を実施しました。

貸借対照表

令和7年3月31日現在

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	52,717,515	47,637,852	5,079,663
当座預金	2,423,332	1,102,230	1,321,102
普通預金	47,403,233	42,695,072	4,708,161
定期預金	2,890,950	3,840,550	△ 949,600
未収金	22,893,200	23,056,320	△ 163,120
前払金	13,530	13,530	0
流動資産合計	75,624,245	70,707,702	4,916,543
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	31,007,559	31,007,559	0
投資有価証券	903,091,722	951,550,086	△ 48,458,364
基本財産合計	934,099,281	982,557,645	△ 48,458,364
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	5,817,600	4,868,000	949,600
緑の募金事業準備預金	12,141,609	12,141,609	0
特定資産合計	17,959,209	17,009,609	949,600
(3) その他固定資産			
出資金	10,000	10,000	0
敷金	25,920	25,920	0
その他固定資産合計	35,920	35,920	0
固定資産合計	952,094,410	999,603,174	△ 47,508,764
資産合計	1,027,718,655	1,070,310,876	△ 42,592,221
II 負債の部			
1. 流動負債			
仮受金（市町）	816,428	384,125	432,303
未払金	2,806,977	1,632,003	1,174,974
前受金	399,243	463,869	△ 64,626
預り金	345,399	596,098	△ 250,699
賞与引当金	973,000	938,000	35,000
繰入金	7,708,475	7,694,835	13,640
流動負債合計	13,049,522	11,708,930	1,340,592
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,817,600	4,868,000	949,600
固定負債合計	5,817,600	4,868,000	949,600
負債合計	18,867,122	16,576,930	2,290,192
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	946,240,890	994,699,254	△ 48,458,364
（うち基本財産への充当額）	934,099,281	982,557,645	△ 48,458,364
（うち特定資産への充当額）	12,141,609	12,141,609	0
2. 一般正味財産			
（うち特定資産への充当額）	62,610,643	59,034,692	3,575,951
	5,817,600	4,868,000	949,600
正味財産合計	1,008,851,533	1,053,733,946	△ 44,882,413
負債及び正味財産合計	1,027,718,655	1,070,310,876	△ 42,592,221

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	17,097,511	17,097,510	1
基本財産受取利息	17,097,511	17,097,510	1
特定資産運用益	359	339	20
特定資産受取利息	359	339	20
受取会費	10,372,000	10,499,000	△ 127,000
正会員受取会費	5,160,000	5,160,000	0
賛助会員受取会費	5,212,000	5,339,000	△ 127,000
受取補助金等	88,932,000	90,191,000	△ 1,259,000
受取国庫補助金	14,092,000	15,801,000	△ 1,709,000
受取県費事業費補助金	70,000,000	70,000,000	0
受取緑と水の森林ファンド事業助成金	3,640,000	3,640,000	0
国土緑化推進機構補助金収益	1,200,000	750,000	450,000
受取負担金	2,125,652	1,820,310	305,342
受取協賛金	290,000	290,000	0
受取負担金	1,620,652	1,329,310	291,342
研修事業負担金	215,000	201,000	14,000
受取寄付金	74,188,694	74,441,474	△ 252,780
特定受取寄付金	790,806	789,419	1,387
一般受取寄付金	2,086,888	2,722,055	△ 635,167
緑の募金寄付金	71,311,000	70,930,000	381,000
受取繰越交付金	7,694,835	7,329,164	365,671
緑の募金繰越交付金収益	7,694,835	7,329,164	365,671
雑収益	69,138	15,501	53,637
受取利息	29,138	501	28,637
雑収益	40,000	15,000	25,000
経常収益計	200,480,189	201,394,298	△ 914,109
(2) 経常費用			
事業費	189,893,712	189,873,659	20,053
委託料	23,251,950	26,421,713	△ 3,169,763
補助金	94,337,167	95,095,872	△ 758,705
報償費	516,500	529,700	△ 13,200
旅費	246,386	168,020	78,366
需用費	20,263,352	16,357,361	3,905,991
役務費	383,734	320,416	63,318
広告宣伝費	80,000	149,000	△ 69,000
使用料	384,690	359,260	25,430
給料手当	20,354,580	19,767,841	586,739
職員退職給付費用	834,699	689,136	145,563
福利厚生費	3,613,483	3,771,047	△ 157,564
旅費交通費	1,316,466	1,063,569	252,897
通信運搬費	1,487,960	1,379,327	108,633
賞与給付引当費用	896,891	649,553	247,338
通勤手当	1,078,331	972,136	106,195
消耗什器備品費	4,379,221	5,258,795	△ 879,574
協賛費	130,000	30,000	100,000
印刷製本費	3,327,605	4,229,517	△ 901,912
会議費	63,256	49,634	13,622

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
賃借料	3,167,757	3,197,742	△ 29,985
保険料	61,635	79,738	△ 18,103
諸謝金	893,215	620,250	272,965
租税公課	4,835	6,993	△ 2,158
支払負担金	28,000	31,200	△ 3,200
委託費	816,200	688,490	127,710
雑費	267,324	292,514	△ 25,190
緑の募金繰越交付金	7,708,475	7,694,835	13,640
管理費	7,010,526	7,062,675	△ 52,149
給料手当	2,895,210	2,851,079	44,131
職員退職給付費用	114,901	94,864	20,037
福利厚生費	459,824	284,414	175,410
旅費交通費	174,669	159,196	15,473
通信運搬費	140,899	137,771	3,128
賞与給付引当費用	76,109	288,447	△ 212,338
通勤手当	75,229	40,684	34,545
消耗什器備品費	49,848	76,237	△ 26,389
印刷製本費	22,681	39,732	△ 17,051
理事会費	431,790	520,007	△ 88,217
会議費	14,414	14,011	403
賃借料	951,214	1,107,839	△ 156,625
保険料	37,357	37,357	0
諸謝金	818,452	699,424	119,028
租税公課	2,675	2,957	△ 282
支払負担金	672,300	622,300	50,000
雑費	72,954	86,356	△ 13,402
経常費用計	196,904,238	196,936,334	△ 32,096
評価損益等調整前当期経常増減額	3,575,951	4,457,964	△ 882,013
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,575,951	4,457,964	△ 882,013
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,575,951	4,457,964	△ 882,013
一般正味財産期首残高	59,034,692	54,576,728	4,457,964
一般正味財産期末残高	62,610,643	59,034,692	3,575,951
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	17,097,511	17,097,510	1
基本財産受取利息	17,097,511	17,097,510	1
特定資産運用益	359	339	20
特定資産受取利息	359	339	20
基本財産評価損益等	△ 48,458,364	△ 27,168,286	△ 21,290,078
基本財産評価損益等	△ 48,458,364	△ 27,168,286	△ 21,290,078
一般正味財産への振替額	△ 17,097,870	△ 17,097,849	△ 21
一般正味財産への振替額	△ 17,097,870	△ 17,097,849	△ 21
当期指定正味財産増減額	△ 48,458,364	△ 27,168,286	△ 21,290,078
指定正味財産期首残高	994,699,254	1,021,867,540	△ 27,168,286
指定正味財産期末残高	946,240,890	994,699,254	△ 48,458,364
III 正味財産期末残高	1,008,851,533	1,053,733,946	△ 44,882,413

財産目録

令和7年3月31日現在

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位：円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
当座預金			2,423,332
ゆうちょ〇八九店138646			1,771,939
都市部門 ゆうちょ191266			651,393
普通預金			47,403,233
静岡銀行県庁支店			17,408,830
スルガ銀行静岡県庁支店			2,412,228
清水銀行静岡支店			1,665,440
しずおか焼津信用金庫追手町支店			61,270
静岡信用金庫本店		決済資金として使用	548,961
静岡県労働金庫本店			7,019,861
静岡銀行県庁支店0152582			2,394,141
静岡銀行県庁支店0318217			116,734
静岡銀行県庁支店0213533			15,751,757
県信連合会本店0009032			24,011
定期預金			2,890,950
静岡銀行県庁支店			133,200
スルガ銀行静岡県庁支店2725			2,757,750
未収金		県補助金、国庫補助金ほか	22,893,200
前払金		倉庫レンタル料	13,530
流動資産合計			75,624,245
(固定資産)			
基本財産			
定期預金			31,007,559
静岡銀行県庁支店			5,429,030
スルガ銀行静岡県庁支店2282725			2,820,450
清水銀行静岡支店			6,294,569
静岡信用金庫本店			4,160,000
しずおか焼津信用金庫追手町支店			6,020,000
三井住友信託銀行静岡支店00019			570,510
三井住友信託銀行静岡支店00018			5,713,000
投資有価証券			903,091,722
兵庫県第21回20年公募公債		公益目的保有財産で 運用益を公益目的事業 及び法人会計に充当	99,960,100
静岡県第8回20年公募公債			52,200,450
兵庫県第7回20年公募公債			103,676,700
兵庫県第12回20年公募公債			104,537,200
第9回東京都住宅供給公社債権			105,774,900
第93回利付国債(20年)			134,044,309
第114回利付国債(20年)			104,651,800
第38回利付国債(30年)			134,429,682
静岡県H27年度第11回10年公募公債			10,000,000
広島県第4回10年公債			9,995,200
静岡県第3回10年公債			9,976,900
静岡県H30年度第6回10年公募公債			5,000,000
静岡県令和元年第4回			10,000,000
第181回国債 野村證券 20年			10,431,751
第181回国債 みずほ証券 20年			8,412,730

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位：円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
特定資産			
退職給付引当資産		役職員退職金	5,817,600
定期預金スルガ銀行静岡県庁支店			5,817,600
緑の募金事業準備預金			12,141,609
定期預金静岡銀行県庁支店			9,571,303
定期預金三井住友信託銀行静岡支店			2,570,306
その他固定資産			
出資金		(協) 県中小企業調査研究機構	10,000
敷金		倉庫	25,920
固定資産合計			952,094,410
資産合計			1,027,718,655
(流動負債)			
仮受金(市町)		緑の募金(市町)	816,428
静岡市			474,072
浜松市			342,356
未払金		印刷製本費ほか	2,806,977
前受金		緑の募金	399,243
預り金		源泉所得税ほか	345,399
源泉所得税(職員)			82,080
健康保険			93,699
厚生年金			160,125
源泉所得税(公認会計士ほか)			9,495
賞与引当金		令和7年度賞与支払資金	973,000
繰入金		緑の募金繰越交付金	7,708,475
流動負債合計			13,049,522
(固定負債)			
退職給付引当金		役職員退職金	5,817,600
定期預金スルガ銀行静岡県庁支店			5,817,600
固定負債合計			5,817,600
負債合計			18,867,122
正味財産			1,008,851,533